

ふじみ監査法人のガバナンス体制について

2023年10月2日

[監査法人が果たすべき役割]

(概要)

当法人では、構成員による自由闊達な議論を通して共通の価値観を認識し相互啓発することで、組織として会計監査の品質を向上させることを目指しています。また、理事長は、ホームページにおいてトップの姿勢を示すとともに、経営理念・行動指針を明らかにしています。

(検討課題の討議)

当法人では、業務執行社員と専門職員が一丸となってリスクの所在や検討課題について討議することを重視しており、クライアントごとのチームメンバーが検討課題を共有し事案の検討に参加する機会を設けています。

(開放的な文化風土)

当法人では専門職員に対して能力を十分に発揮してもらうべくアサインを行い、チームミーティングや全体会議の開催により情報を共有することで品質の高い業務執行の動機付けを行っています。また、研修会、インフォーマルなイベント等交流の機会を増やす等をして、開放的な文化風土を醸成しています。

(非監査業務)

当法人では、原則として監査業務のみを行っております。ただし監査に付随する非監査業務の依頼があった場合には、当法人の理事会において内容・期日・人員・独立性等を慎重に検討して受嘱の可否を判断しています。

[組織体制]

(概要)

当法人は監査業務遂行の観点からは適切な規模を維持しており、組織運営の肥大化、複雑化のデメリットが生ずる状況にはありません。日常業務の運営方針は理事会の合議で機動的に決定し、重要規程の改廃や社員の選任等の重要事項は最高意思決定機関としての社員会で決定しています。

(審査・品質管理体制)

当法人では、審査担当社員が監査計画の立案・監査意見の表明等の監査業務を審査しており、すべての監査意見は審査を経て表明されます。また、品質管理担当者が品質管理システムの整備運用状況を日常的にモニタリングし、重要な監査業務の実施状況については定期的に検証しています。

(社員会・理事会)

社員会はすべての社員で構成されており、理事会はこのうちの一部で構成されています。加入社員の選任、代表社員の選任にあたっては、監査実務に精通しているのみでなく、マネジメントやコミュニケーション等の能力の有無についても十分な検討を行っています。

審査及び品質管理に関するモニタリングの結果は、理事会で報告されており、審査担当社員と業務執行社員の間意見相違があるときには、理事会で協議して解決しています。理事

会は原則として毎月 1 回、社員会は原則として年 1 回開催していますが、必要な場合には臨時に開催して重要事項の決議や業務内容の報告を行い、組織的な運営を確保しています。(IT の有効活用)

当法人では、大部分の監査調書はパソコンを利用して作成しており、被監査会社の電子データを対象にした仕訳テストの実施や、監査調書のデータベース化を進めています。

[経営機能の監督・評価]

(概要)

当法人では、経営理念や行動指針を明らかにしていること、経営判断に必要な情報が代表社員及び社員に共有されていること、業務執行社員からスタッフにいたるまで活発に討議を行う開かれた雰囲気の中で業務に取り組んでいること等から考えて、現在のところ第三者を含む監督評価機関を設置する必要は低いと判断していますが、ガバナンスコードの趣旨を踏まえて第三者の意見を聴取する体制構築に着手しております。

[業務運営]

(概要)

当法人では、業務執行社員と専門職員は高い頻度で往査を行い、検討課題や被監査会社の状況に関して討議することで、必要な情報を適時に共有しています。また、被監査会社の代表取締役社長・管理担当取締役・監査役・経理部等との間で、会計監査の品質向上に向けた意見交換を積極的に行っています。

(配員)

当法人では、役職を業務執行社員・審査担当者・インチャージ・スタッフに区分しており、業界に関する知識・関与期間・監査実務経験などを総合的に判断したうえで、各クライアントへの配置を決定しています。

(教育・訓練)

業務執行社員は専門職員と一緒に往査することで、監査チーム内で必要な情報を適時に共有し、またインチャージ・スタッフを含めてオン・ザ・ジョブ・トレーニングを実施しています。専門職員の教育・訓練は、このような OJT や社内集合研修によっていますが、その他、大学教授等学識経験者、他の監査法人等との間で、新たな会計基準や監査手法などに関する情報交換を行っています。

(意見交換)

当法人では、代表取締役社長・管理担当取締役等との間で定期的な意見交換を行うとともに、必要に応じて個別のテーマに関する意見交換を随時行っています。また、監査役及び経理部とは、監査上検出された留意事項等について議論を尽くしています。

[透明性の確保]

(概要)

当法人では、ホームページにおいてガバナンス体制・品質管理体制等について開示し、より具体的な内容について定期的に被監査会社の監査役等に説明しています。

以上